

函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 1 2 月 8 日

函館市長 大 泉 潤

函館市条例第 6 3 号

函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例（平成 2 5 年函館市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条第 2 項中「健康診断が行われた」を「健康診断または健康診査（母子保健法（昭和 4 0 年法律第 1 4 1 号）第 1 2 条または第 1 3 条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた」に、「当該健康診断」を「当該健康診断等」に、「健康診断の結果」を「健康診断等の結果」に改め、同項の表中

児童が通学する学校における健康診断	定期の健康診断または臨時の健康診断	を
-------------------	-------------------	---

児童が通学する学校における健康診断	定期の健康診断または臨時の健康診断	に
乳児または幼児（以下「乳幼児」という。）に対する健康診査	入所した乳幼児に対する入所時の健康診断，定期の健康診断または臨時の健康診断	

改める。

第 2 8 条第 1 項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(2)の2 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第5条の2の8に規定するこども家庭ソーシャルワーカー（次条第4号の2において「こども家庭ソーシャルワーカー」という。）の資格を有する者

第28条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号ア中「第13条第3項第2号」を「第13条第3項第3号」に改める。

第29条第4号の次に次の1号を加える。

(4)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第28条第1項の改正規定（同項第4号ア中「第13条第3項第2号」を「第13条第3項第3号」に改める部分を除く。）および第29条の改正規定は、令和8年3月1日から施行する。